

子ども達を放射能被ばくから守る「請願」不採択



わかれみち（長南芳子さん）

平成25年6月議会は、6月21日最終日に議決を行い、全議案を原案通り可決、子ども達を放射能被曝から守る請願は不採択、議員提案の議会活性化特別委員会設置を決めて、閉会致しました。傍聴をいただいた皆様ありがとうございました。

私は、全議案に賛成、請願についても採択に賛成を致しました。賛成・反対が大きく割れた議案は、①職員給与臨時特例条例（平成25年7月から26年3月までの9か月間給与を削減し国に合わせるもの）は反対少数で可決、②子ども達を放射能被曝から守る請願は反対多数で不採択となりました。残念な結論でした。各議員の賛否は議会広報に掲載されます。

阿見町の子ども達を放射能被曝から守る請願は、民生教育委員会では賛成多数で採決されましたが、本会議では逆転不採択となりました。

反対討論は2名の議員が行いました。「この請願が採択されたら風評被害が起きる」「請願事項を実施したら検査費用がかかる。その分の費用をトイレ修理や冷房に回した方が良い」「健康被害については学者の中でも見解

が分かれている。一方の見解で検査を行うべきでない」といった反対理由でした。

私は、「請願事項の1項目でも賛同できなければ反対であるとか、非常に厳密な試算まで要求するということが果たして憲法16条で保障された国民の請願権行使の要請に応えることになるのか」「請願は国民の参政権的役割を果たすと解釈されており、町民が気軽に請願できるようなるべくハードルを下げ、趣旨を取り上げるという努力が必要だ」「請願の採択は議会が請願人の趣旨を取り上げる意思表示でありその願意の実現は執行部が行うものだ」・「本会議や委員会で請願趣旨内容について多くの議員が執行部に対してその実現を迫った経緯がある」ので採択されるべきであると賛成討論を行いました。

議会活性化特別委員会を設置

いよいよ議会活性化が歩み出します。議会の在りようは町民の政治的レベルを反映しています。議会がしっかりすれば執行部のチェック機能を果たすことになり町民の生活も守られるということになります。選挙の際に約束した議会改革が具体的に進みます。

6月議会の最終日に議員提案で「阿見町議会活性化特別委員会」が設置されました。議会運営委員会のメンバー及び当選一期のメンバーも含めて委員は8名。委員長は元議長・議会運営委員長の久保谷実議員です。全議員による設置を求める意見もありましたが、視察や研修等は全員で行う、審議の過程は全員協議会に報告することで合意しました。

議会活性化特別委員会をまず発足させることができたことは議会改革の大きな一歩だと思います。私はメンバーから外れましたが、すでに改革の具体的な項目について議長及び全員協議会を通じて具体的な改革案を表明しておりますので、委員長はじめメンバーと議員、そして町民との意見交換の機会をつくり、阿見町議会改革が進むことを確信しています。ご意見をお寄せ下さい。

子ども被災者支援法

2013年3月、政府（自民・公明連立政権）は「基本方針」策定の先送りを決めています。



正式な名称は— 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律—という長いものです。

先日、取手市で「原発子ども被災者支援議員連盟」事務局長の参議院議員川田龍平さんが法律について講演を行いました。子ども被災者支援法は2012年6月21日に、すべての党派が共同で提案し成立しました。施策の具体化は行政庁が行うことになっています。それから一年になる今日に至るまで具体的な内容を定める「基本方針」すら定まっていません。法律を適用する地域も決まっていません。官僚の不作為が強く批判されています。

この法律は、2つの基本的構成で成り立っています。簡単に言えば第一は、低線量被ばくの健康影響は現段階で科学的に分からないこと。第二に、したがって予防原則に基づいて対策を取ること、この二つです。川田さんは、被災者の自己決定権を尊重し、支援対象地域での生活を選択しても、支援対象外の地域に移転し生活するという選択をしても、どのような方法でも国が支援するということを明確にするとしています。茨城県市長会、茨城県町村会が国に対して茨城県を支援対象地域にするよう要望を行っています。国に要望しているのであれば、まず率先して自治体が子ども達に必要な健康対策をしっかりとやるという姿勢を取るべきでしょう。決断できないトップは情けないと思うのです。

みんなの住民相談所

●行政への苦情や提案、議会や議員への政策提言等もお気軽に聞かせて下さい。●道路や側溝・街灯、隣の空き家、近所の空地の雑草、福祉施設への入所など何でもご相談ください。私にできることは、相談者のかわりに役場に行ったり、あるいは同行して一緒に話をし、先方の話を聞くくらいのことです。無理を通すことはできませんが、間に入ることで、なにがしら解決への道筋がみえるのであれば、喜んでどこへでも行きます。



無料法律相談



●地域や家庭での日常生活上の問題や法律に関わる問題などに遭遇して解決できずに悩んでいる方の相談に弁護士（元東京弁護士会副会長）が応じます。予約が必要です。

予約は、090-1548-5294

●夫婦・親子、結婚・離婚、相続・遺言、土地・家屋の売買や賃借、金銭貸借（クレジット・サラ金）、中小企業の経営問題、労務などについて弁護士が相談に応じます。●交通事故の示談交渉や医療事故、損害賠償請求、名誉棄損など人権問題なども弁護士が相談に応じます。